

# 豊橋市地産地消推進指針

平成31年3月

## I. はじめに

### (1) 策定趣旨

本市における地産地消とは、豊橋で生産された農林水産物を中心に東三河産、県内産の農林水産物を市民や本市への来訪者を含めた人々が豊橋で消費、購入することを基本とする活動です。

地産地消を推進するためには、農家が自信と誇りを持って農業に従事し、消費者は地元農林水産物を手軽に味わえる環境を確立するとともに、生産者、事業者、消費者、関係団体が一体となって「地産地消」に取組み、消費者と生産者の「顔が見える関係」を構築することを通して、本市の農業を将来にわたってつないでいくことが重要です。

そこで、日本有数の農業生産地域である本市の農業や農産物を中心に地元農林水産物について、市民への理解を促し、市内での流通・消費を促進するために豊橋市地産地消推進指針を策定します。

### (2) 基本的な考え方

本指針では、豊橋産農林水産物を豊橋市民に知ってもらうことはもとより、市民が地元農林水産物も手に取ってもらえる環境づくりに力を入れていきます。

#### 各立場での取組み

地産地消を推進するには、生産者、事業者（流通、小売り、飲食）、消費者、関係団体及び市がそれぞれの立場で取組みを進める必要があります。

#### 情報の発信

地元農林水産物の旬情報や市況、食べ方の提案など、生産者、事業者、消費者それぞれのメリットのある情報を発信していきます。

### (3) 豊橋市地産地消推進指針の位置付け

この豊橋市地産地消推進指針は、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化・地産地消法）第41条に基づく「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」として位置付けるものです。

## II. 地産地消の推進に向けた取組み

地産地消を推進するには、生産者、事業者（流通、小売、飲食等）、消費者、関係団体及び市がそれぞれの立場で取組みを進めるとともに、これらの主体が連携して取組む必要があります。

### (1) 地元農林水産物の生産について

安全で安心な農林水産物を安定して供給できるような環境づくりを行うとともに、消費者ニーズに対応した農林水産物の供給が図られる環境づくりを行います。

- (取組み例) ○ 安定供給のための生産基盤確保  
○ 消費者ニーズに対応した生産

### (2) 地元農林水産物の流通について

生産者と消費の現場をつなぐ役割をもつ流通の場においては、地元農林水産物の価値が生産者から消費者に伝わるよう、産地ならではの情報や価値を消費者に伝える取組みを推進します。

- (取組み例) ○ 地元農林水産物の積極的な産地表示  
○ 地元農林水産物の積極的な取り扱い  
○ 流通関係者による地元農林水産物の情報発信

### (3) 地元農林水産物の消費について

小売店や飲食店などにおいて地元農林水産物を消費者が購入・消費する際にその価値を実感しながら消費が行われるよう、その価値を消費者に届ける必要があります。また、小売店や飲食店に限らず、学校や健康づくり講座などを含む様々な場面において地元農林水産物の活用を促進します。

- (取組み例) ○ 地元農林水産物を中心とした売り場づくり  
○ 地元農林水産物を中心としたメニュー提供  
○ 学校や健康づくり講座などにおける地産地消の推進

### (4) 地元農林水産物を活用した名産品・特産品づくり（6次産業化戦略）

地元農林水産物やその魅力をより多くの人に発信できるよう、地元農林水産物の付加価値の向上、規格外品などの低・未利用農林水産物の有効活用を目的とする加工を支援し、名産品・特産品づくりを推進することで生産の多様化を図ります。

- (取組み例) ○ 6次産業化に関心ある農家のネットワークづくり  
○ 6次産業化に関心ある農家への情報提供  
○ 販路拡大、継続的販売に向けた支援  
○ 商品開発目標

年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
商品開発数	2	2	3	3	3	3	3

### (5) 地元農林水産物の情報発信

生産者、流通、消費者が交流するイベントの開催や、SNSやメディアなど様々な媒体を活用し生産者、流通関係者など様々な主体による地産地消に関する情報を発信します。また、道の駅とよはしを豊橋市における地産地消の拠点と位置づけ、地元農林水産物やその魅力をメニュー・商品などだけでなく、イベントや農業体験などを通じ市内外に向け発信します。これらを通し豊橋全体で地産地消の取組みを盛り上げます。

(取組み例) ○ 生産者と消費者の交流の促進

- メディア・SNS等を活用した情報の発信
- 地元農林水産物を題材とした講座、料理教室などの開催
- 道の駅とよはしを活用した地産地消の推進

## Ⅲ. 指針の推進にあたって

市は、地産地消の推進にあたっては生産者、流通事業者、小売事業者及び関係団体がそれぞれの役割を果たせるよう、地産地消の更なる普及啓発、指導助言、地産地消に関する各種団体の活動、支援に取り組むとともに、各主体の連携が図られるような体制づくりに努めていくものとします。

地産地消の進捗を計るため各界における市民理解、市民活動などの取組みを整理するとともに不断の改善に努めていきます。